


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市障害者地域生活支援事業規則の一部を改正する規則について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>平成28年10月から東大和市総合福祉センターは〜とふるにおいて、地域活動支援センターを設け、相談支援事業及び地域活動支援センター事業を同センターの事業実施者である社会福祉法人に委託して実施すること等に伴い、東大和市障害者地域生活支援事業規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8条（相談支援事業の対象者等） 新たに身体障害者及び知的障害者（愛の手帳所持者）を加える。 ・第10条（相談支援の利用時間） 午前9時から午後6時30分の範囲において、市長が定めるものとする。 ・第22条（地域活動支援センター事業の内容） みのり福祉園に係る事項を削除 ・第23条（地域活動支援センター事業の対象者） みのり福祉園に係る事項を削除し、かわって身体障害者及び知的障害者（愛の手帳所持者）を加える。 ・第24条（地域活動支援センター事業の費用負担） みのり福祉園に係る事項を削除 ・第36条（日中一時支援の実施時間及び運営の基準） 4時間以上8時間未満を2時間以上8時間未満に改める。 <p>(2) 施行日 平成28年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 相談支援事業及び地域活動支援センター事業の対象者を従来の精神障害者だけでなく、身体障害者及び知的障害者まで拡大し、充実させるとともに、事業を社会福祉法人に委託することにより、安定的かつ効果的に実施することができる。</p>				
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。